

第3編 災害応急対策計画

1章 災害対策本部等運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2節 府の活動体制

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 警戒準備体制

1 危機管理監は、府の地域に災害が発生するおそれがあるとき又は氾濫注意報、大雨注意報、土砂災害注意報、高潮注意報、大雪注意報、竜巻目撃情報、暴風警報、波浪警報が発表されたときは、気象、水防等の情報収集及びその通報を行うため、警戒準備体制を確保する。

また、災害が発生するおそれが解消したときは、危機管理監は警戒準備体制を解除する。

2 警戒準備体制の職員配備は、次のとおりとする。

危機管理部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3(※)	警備第一課 2

(※)上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

(※)大雪注意報に伴う警戒準備体制の場合は、河川課、砂防課の3名は配備しない。

3 府広域振興局における警戒準備体制

- (1) 府広域振興局長は、気象、水防等の情報収集等を行うため、府広域振興局において警戒準備体制を確保する。
- (2) 府広域振興局における警戒準備体制の確保及び解除については、危機管理監の指示によるほか、府広域振興局長の判断により、危機管理監との協議を経て決定する。
- (3) 府広域振興局における警戒準備体制の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ府広域振興局長が定めるものとする。

第3 災害警戒本部の設置等

1 府の地域に重大な災害が発生するおそれがあるときは、知事は災害警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約等の指示・調整を行う。（災害警戒本部長 知事）

ただし、府の地域に氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報、高潮警報、津波注意報、津波警報、氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報、高潮危険警報、線状降水帯直前予測情報、線状降水帯発生情報が発表されたとき又は震度4、5弱若しくは5強の地震が発生したときは、直ちに設置する。

また、災害が発生するおそれが解消したときは、知事（災害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。

(1) 災害警戒本部1号配備

ア 気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、重大な災害の発生のおそれがあるとき。

イ 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。

(2) 災害警戒本部2号配備

ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき。

イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。

(3) 職員の配備体制については、第3編第2章による。

3 災害警戒支部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

(2) 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。

(3) 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

4 災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

(1) 本部長の指示事項の伝達

(2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

(3) 市町村及び防災機関との連絡調整

(4) 危険箇所の状況把握及び応急措置

(5) 被害状況の調査及び収集

5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等

(1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。

知事直轄組織（職員長）

危機管理部

総合政策環境部

健康福祉部

農林水産部

建設交通部

警察本部

教育庁

- (2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。
- ア 次の場合は直ちに参集する。
 - (7) 府の地域に避難指示が発令されたとき
 - (イ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき
 - イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集チームを招集する。
- (3) 緊急参集チームは、主として次の業務を行う。
- ア 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置
 - イ 災害対策本部設置等の協議
 - ウ その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置
- 6 災害対策本部（支部）が設置された場合においては、災害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引継ぐものとする。

第4 雪害警戒（対策）本部の設置等

1 雪害警戒本部及び支部

雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項に該当するときは、直ちに知事を本部長とする「雪害警戒本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置し、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

- (1) 雪害警戒本部の設置基準
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。
- (2) 雪害警戒支部の設置及び閉鎖
- ア 雪害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置する。
 - イ 雪害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
 - ウ 雪害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
- (3) 雪害警戒本部（支部）の主な業務
- ア 降・積雪情報の収集・連絡
 - イ 道路除雪
 - ウ 除雪計画路線外の路線除雪についての協議
 - エ 雪崩防止及び応急対策
 - オ 被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）
 - カ 教育等についての必要な対策
 - キ その他緊急事項の処理
- (4) 雪害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を雪害対策本部（支部）に引継ぐものとする。

2 雪害対策本部及び支部

高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。

- (1) 雪害対策本部の設置基準
- ア 降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (ア) 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障
 - (イ) 鉄道における列車運行支障
 - イ 雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ウ その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。
- (2) 主な業務
- ア 雪害応急対策等の実施
 - イ 市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整
 - ウ 国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請
 - エ その他情報の収集連絡
- (3) 雪害対策支部の設置及び閉鎖
- ア 雪害対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。
 - イ 雪害対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
 - ウ 雪害対策支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

(4) 現地雪害対策本部の設置

- ア 雪害対策本部長は、被災地と雪害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要と認めるときは、現地雪害対策本部を設置する。
 - イ 現地雪害対策本部は、雪害の状況に応じて広域振興局に設置する。
 - ウ 現地雪害対策本部長は、雪害対策本部長が、雪害対策副本部長又は本部員のうちから指名する。
 - エ 現地雪害対策本部の所掌事務、職員及び運営については、現地災害対策本部の例によることとする。
- (5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき又は、府内全域又は一部の地域に、大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたときは、雪害対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

第5 道路雪害対策本部の設置

府内の指定雪量観測点のうち1/2以上がおおむね警戒積雪深（第3編第23章）に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり、知事が必要と認めた場合、知事を本部長とした「京都府道路雪害対策本部」を設置し、次の業務を行うものとする。

- 1 情報連絡の強化
- 2 除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き
- 3 除雪作業の強化

雪害発生時の本部設置基準

雪害警戒本部		
設置基準	本部長	活動内容
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備） ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは警戒準備体制とする。	知事	<ul style="list-style-type: none"> ○降・積雪情報の収集・連絡 ○道路除雪 ○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○雪崩防止及び応急対策 ○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等） ○教育等についての必要な対策 ○その他緊急事項の処理
	事務局	
	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	
	委員	
	防災監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農政課長 監理課長 道路管理課長 交通政策課長 <small>警察本部警備部警備第一課警備対策官</small>	

道路雪害対策本部の実施		
設置基準	本部長	活動内容
①府内の指定雪量観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり知事が必要と認めたとき	知事 事務局 道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡の強化 ○除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き ○除雪作業の強化



雪害対策本部		
設置基準	本部長	活動内容
雪害警戒本部の設置の有無に関わらず、以下の場合には被害の状況に応じて設置 ①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡



災害対策本部	
設置基準	本部長
①災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき	知事 1号～3号動員（全動員）
②府内全域又は一部の地域に、大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき。	

第6 事故警戒（対策）本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的大事故及び社会的影響が著しい事故（石油類流出事故、海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、広域停電事故）等が発生した場合は「〇〇事故警戒本部」又は「〇〇事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

なお、事故等が発生し、被害が予測されるときは、必要な情報を収集するため、警戒準備体制とする。

1 事故警戒本部等

(1) 事故警戒本部等の設置基準

ア 警戒準備体制

事故対策計画編に記載の事故（石油類流出事故、海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、広域停電事故）等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるとき。

イ 事故警戒本部

事故による被害が発生し、さらなる被害の拡大及び二次災害のおそれ等があり、他の関係機関と連絡調整を行い、応急対策にあたる必要があるとき。

(2) 事故警戒本部の組織及び要員

事故警戒本部の組織は「事故警戒（対策）本部の組織」のとおりとし、要員の動員は、個別の事故対策計画によるものとする。

(3) 事故警戒本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒本部を閉鎖する。

(4) 事故警戒支部等の設置及び閉鎖

ア 事故等が発生し、被害が予測されるときは、必要な情報を収集するため、府広域振興局長は警戒準備体制を確保する。

イ 事故警戒本部が設置されたときは、地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故警戒支部」を設置する。

ウ 事故警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、緊急の場合、府広域振興局長（支部長）の判断により、設置及び閉鎖を決定する。

エ 事故警戒支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 事故警戒本部（支部）等の主な業務

ア 警戒準備体制

（ア）事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ 事故警戒本部

（ア）事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

（イ）本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

（ウ）市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

（エ）警戒活動の実施

(6) 緊急参集チームの招集等

危機管理監は、被害の程度等に応じて必要と認めるとき、関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームを招集する。

緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。

事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

2 事故対策本部

(1) 事故対策本部の設置

突発的大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、緊急参集チームによる協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。（本部長…知事）

(2) 事故対策本部の組織要員及び業務

事故対策本部の組織、要員の動員及び業務は、一般編第3編第1章第7節第1に定める災害対策本部の組織等を基準とする。

(3) 事故対策本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害が拡大するおそれが解消し、その応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

(4) 事故対策支部の設置及び閉鎖

ア 事故対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故対策支部」を設置する。

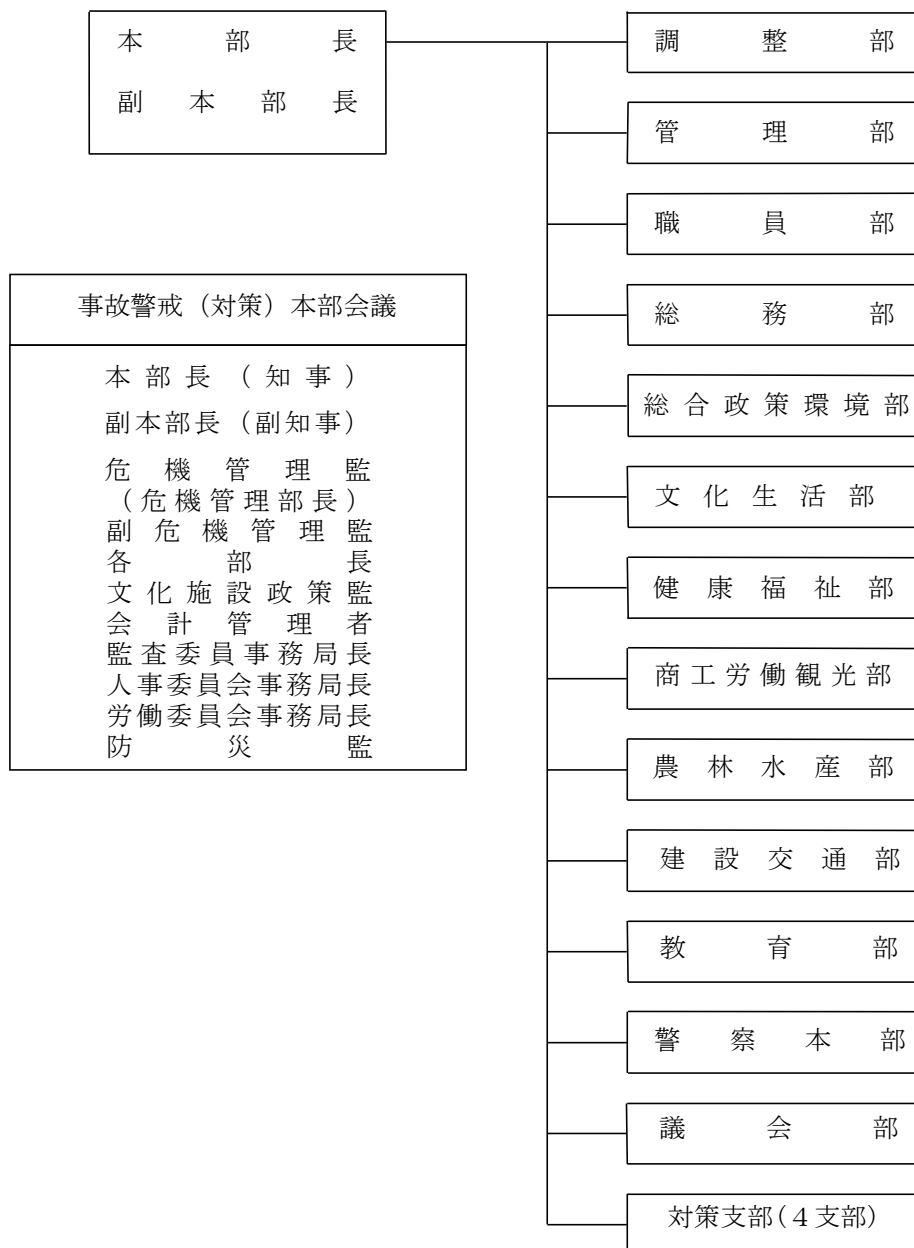
イ 事故対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長の承認を得て設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故対策支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

事故警戒（対策）本部の組織



第3節 防災会議の開催

府の地域において、災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、災害の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第3 動員体制

災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第5節 指定地方行政機関等の活動体制

第1 責務

1 指定地方行政機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、その業務の公共性又は公益性にかんがみ府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第6節 広域応援協力計画

第1 国に対する応援要請

1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

(参考資料：資料編3-5)

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
- (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

3 そのほか、知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第74条の3に基づき指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

4 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。
なお、必要に応じて全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。
- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿圏危機発生等の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

- (1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。
- (2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第4 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第5 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、市町村の相互応援については、「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」によるものとする。

第6 他府県又は市町村への支援

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

第7 近畿地方整備局

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

- ア 被害情報の収集・伝達
- イ 災害の応急復旧
- ウ 二次災害の防止
- エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖

第1 状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想
- 4 府内各地の被害発生状況
- 5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。

- 6 府内市町村の災害救助法の適用状況
- 7 府内市町村の災害対策本部の設置状況

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖等

1 設置

災害対策本部の設置は、暴風、竜巻、大雨、地震等により、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第1の状況判断を踏まえ、知事が決定する。

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は府の地域に特別警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。

2 閉鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

3 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

第8節 災害対策本部の組織等

第1 災害対策本部の運用

1 府の災害に対処する組織は、

- ① 指揮命令系統を確立すること。
- ② できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。
- ③ 責任分担を明確にすること。

等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。

2 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前節の基準によって行うものとし一般に公告する。

3 災害対策本部の組織は別図に、また、事務分掌は別表に示すとおりとし、災害対策本部の活動は災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

4 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。

5 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。

6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。

7 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。

8 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

9 なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

第2 災害対策本部会議

1 本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

- (1) 本部の非常配備態勢に関すること。
- (2) 災害救助法の適用に関すること。（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する）
- (3) 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (5) 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
- (6) その他重要な災害対策に関すること。

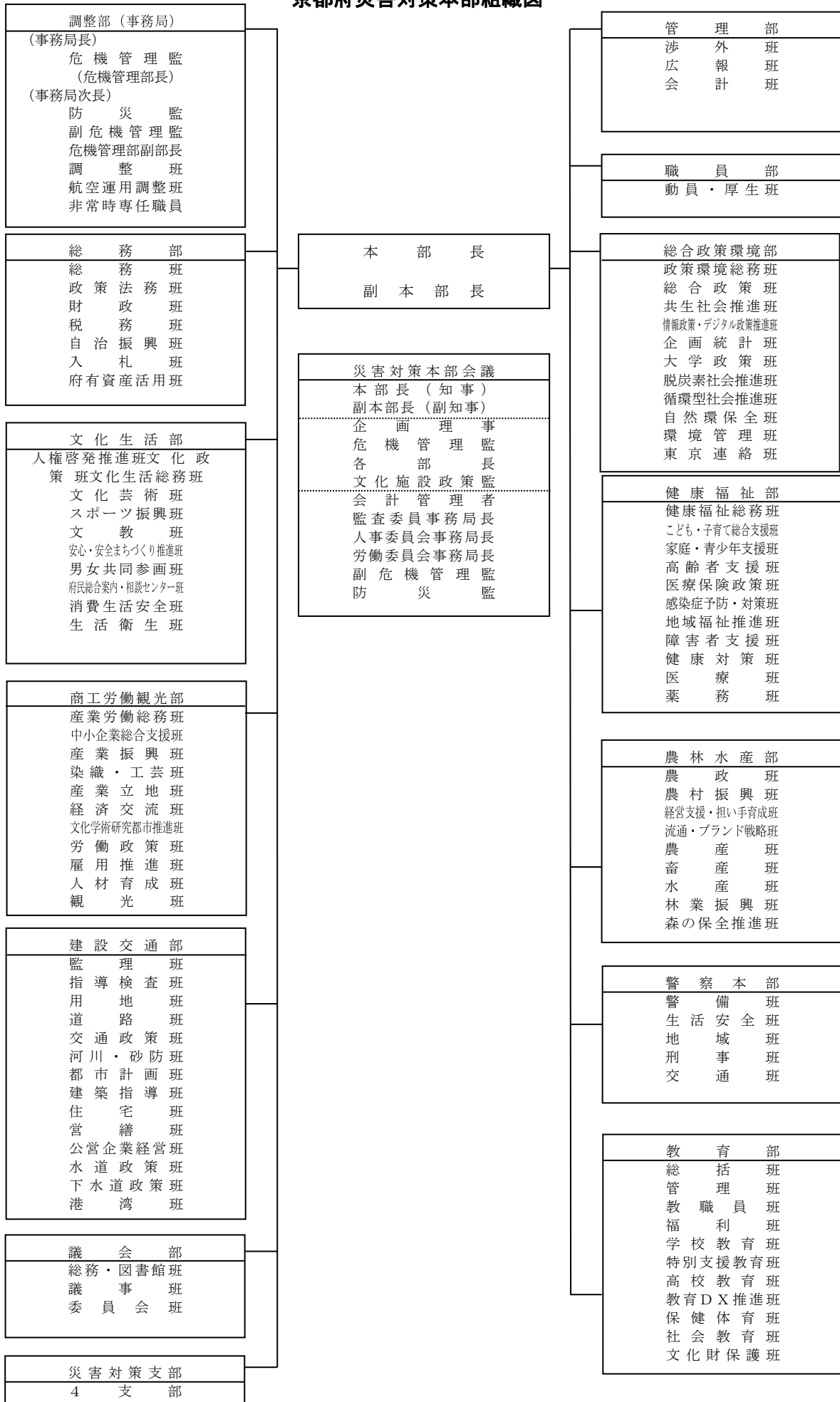
2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、ライフライン事業者、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。

3 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

第3 災害対策支部

- 1 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。
- 2 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。
- 3 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。
- 4 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

京都府災害対策本部組織図



災害対策本部の事務分掌

部 名	部 長 及 び 副 部 長 担 当 職	班 名	班 長 担 当 職	事 務 分 掌
調 整 部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) 副部長 (事務局次長) 防 災 監 副部長 副危機管理監 副部長 危機管理部副部長	調 整 班	災害対策課長 (副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 災害対策本部の事務局に関すること。 3 本部会議及び連絡会議に関すること。 4 各部及び各対策支部との調整に関すること。 5 防災会議に関すること。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関すること。 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関すること。 12 災害救助法の運用に関すること。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関すること。 14 緊急輸送体制の整備に関すること。 15 帰宅困難者等対策に関すること。 16 京都BCPの実施に関すること。 17 危険物の防災対策に関すること。 18 被災者の生活再建支援に関すること。 19 災害復旧・復興の調整に関すること。 20 義援品の受付及び配分に関すること。
		航空運用 調整グループ	災害対策課参事	1 ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関すること。 2 ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関すること。 3 ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関すること。 4 ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関すること。 5 ヘリコプターの安全運行対策の調整に関すること。
管 理 部	部長 知 事 室 長	渉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接(他班の所管に属さないもの)及び被災地の慰問に関すること。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 6 外国公館等との連絡に関すること。
		広 報 班	広 報 課 長	1 広報活動に関すること。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関すること。
		会 計 班	会 計 課 長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関すること。 3 義援金品の受け、保管に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
職 員 部	部長 職 員 長	動 員 ・ 厚 生 班	職 員 総 務 課 長	1 部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関すること。 3 市町村に対する応援派遣に関すること。 4 府職員の被災状況調査及び見舞いに関すること。
総 務 部	部長 総 務 部 長 副部長	総 務 班	総 務 調 整 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 他部及び部内各班の所管に属さないこと。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び

	総務部副部長			派遣に関する事。		
		政策法務班	政策法務課長	1 部内各班の応援に関する事。		
		財政班	財政課長	1 災害予算等府財政に関する事。		
		税務班	税務課長	1 被災納税者への減免措置等に関する事。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に関する事。		
		自治振興班	自治振興課長	1 被災市町村行財税政の調査助言に関する事。 2 市町村職員派遣の斡旋に関する事。		
		入札班	入札課長	1 衣料、寝具、日用必需品等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関する事。 2 公用車の配車に関する事。		
		府有資産活用班	府有資産活用課長	1 府有財産の被害状況調査に関する事。 2 府有財産の管理指導に関する事。 3 応急庁用必需品の管理に関する事。 4 庁内の警備に関する事。 5 庁内の建物及びその附属設備の管理及び応急措置に関する事。 6 庁内電話交換の運営に関する事。		
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長	政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。		
		総合政策班	総合政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。		
	副部長 総合政策環境部副部長	共生社会推進班	共生社会推進室長	1 在住外国人支援に関する事。		
		情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル排水ネットワークの機能確保に関する事。 2 各種情報システムの機能確保に関する事。		
		企画統計班	企画統計課長	1 部内各班の応援に関する事。		
		大学政策班	大学政策課長	1 府大学の被害調査に関する事。		
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1 部内各班の応援に関する事。 2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関する事。		
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 廃棄物処理及びし尿処理に関する事。		
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1 自然公園等の施設の被害状況調査に関する事。		
		環境管理班	環境管理課長	1 被災に伴う環境への影響把握に関する事。		
		東京連絡班	東京事務所長	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。		
		文化生活部	部長 文化生活部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	1 隣保館等の被害状況調査に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
				文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 社寺等の被害調査に関する事。
副部長 人権啓発推進室長	文化生活総務班		文化生活総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 4 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 5 旅券の発給に関する事。		
	文化芸術班		文化芸術課長	1 部内他班の応援に関する事。		
	スポーツ振興班		スポーツ振興課長	1 体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。		
	文教班		文教課長	1 私立学校の被害調査及び応急措置に関する事。 2 私立学校への被災者の受け入れ等に関する事。		
	安心・安全まちづくり推進班		安心・安全まちづくり推進課長	1 警察との連絡調整に関する事。		
	男女共同参画班		男女共同参画課長	1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び		

				<ul style="list-style-type: none"> 1 応急措置に関すること。 2 女性関係団体との連絡調整に関すること。
		府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する相談活動に関すること。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に関すること。
		消費生活安全班	消費生活安全センター長	<ul style="list-style-type: none"> 1 協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 2 その他協定に基づく応急対策用食料品の調達又は斡旋に関すること。
		生活衛生班	生活衛生課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活衛生に関すること。 2 遺体の埋葬に関すること。 3 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関すること。
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関すること。 3 保健医療福祉調整本部の事務局に関すること。 4 保健師の派遣に関すること。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。 3 各種青少年団体との連絡調整に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関すること。 3 関係団体との連絡調整に関すること。
		医療保険政策班	医療保険政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係団体との連絡調整に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		感染症予防・対策班	感染症予防・対策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防に関すること。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関すること。 3 京都府災害ボランティアセンターに関すること。 4 義援金の受付及び配分に関すること。 5 見舞金品の受付に関すること。 6 関係団体との連絡調整に関すること。
		障害者支援班	障害者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 心の健康相談に関すること。 2 障害者支援施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 関係団体との連絡調整に関すること。
		健康対策班	健康対策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関すること。 2 感染症の予防に関すること。
		医療班	医療課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び助産に関すること。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。
		薬務班	薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療品の整備及び補給に関すること。 2 防疫用薬品の確保に関すること。 3 毒劇物の流出対応に関すること。

商工労働観光部	部長 商工労働観光部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
	副部長 港湾局長			
	副部長 企画調整理事 副部長 観光政策監	中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害企業等の復興金融措置に関すること。 2 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 3 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
	副部長 商工労働観光部副部長	産業振興班	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 2 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		染織・工芸班	染織・工芸課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業立地班	産業立地課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること
		経済交流班	経済交流課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
		文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
		労働政策班	労働政策室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
		雇用推進班	雇用推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
		人材育成班	人材育成課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
	観光班	観光室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。 	
農林水産部	部長 農林水産部長	農政班	農政課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
	副部長 農林水産部副部長	農村振興班	農村振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
	副部長 農林水産部技監	経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
		流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
		農産班	農産課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5 肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6 米穀の確保に関すること。

		畜産班	畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜・家きんの被害状況調査に関すること。 2 家畜の待避及び防疫指導に関すること。 3 飼料の確保に関すること。 4 動物用医薬品の確保に関すること。
		水産班	水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関すること。 3 被害漁業者の復興金融措置に関すること。 4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。
		林業振興班	林業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林被害状況調査に関すること。 2 林木及び治山施設の被害状況調査に関すること。
		森の保全推進班	森の保全推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 治山施設の被害状況調査に関すること。 2 治山施設の整備点検に関すること。 3 山崩れの応急措置の指導に関すること。 4 林道の整備点検に関すること。 5 林道の被害状況調査に関すること。
建設交通部	部長 建設交通部長 副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長 副部長 建設交通部技監 副部長 公営企業管理監	監理班	監理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		指導検査班	指導検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関すること。
		用地班	用地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地事務の指導に関すること。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関すること。
		道路班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の整備点検に関すること。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関すること。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関すること。 6 道路除雪対策に関すること。 7 交通政策班との連絡に関すること。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関すること。
		交通政策班	交通政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。
		河川・砂防班	河川課長 砂防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関すること。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関すること。 4 水防関係情報の把握及び通報に関すること。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関すること。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関すること。 8 雨量水位観測施設等の運用に関すること。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関すること。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 11 排水ポンプ車に関すること。

		都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事務の指導に関すること。 2 公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関すること。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
		住宅班	住宅政策課長 住宅整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 府営住宅の応急修理に関すること。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。
		営繕班	営繕課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。
		公営企業経営班	公営企業経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 飲料用水等の供給に関すること。
		水道政策班	水道政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
		下水道政策班	下水道政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。
		港湾班	港湾局副局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
教 育 部	部長 教 育 長 副部長 教 育 次 長 副部長 教育監兼学校危機管理監 副部長 管 理 部 長 副部長 指 導 部 長	総括班	総務企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 教育関係被害状況の総括整理に関すること。 3 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関すること。
		管理班	管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設設備の管理に関すること。 2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関すること。
		教職員班	教職員企画課長 教職員人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の被害状況の収集整理に関すること。 2 応急教育のための教職員体制に関すること。
		福利班	福利課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関すること。 3 教科書の調達及び配分に関すること。
		特別支援教育班	特別支援教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2 特別支援学校の教育計画の変更に関すること。 3 学用品の調達及び配分に関すること。
		高校教育班	高校改革推進室長 高校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地における府立高校生徒の応急教育に関すること。 2 府立高校の教育計画の変更に関すること。
		教育DX推進班	教育DX推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関すること。
		保健体育班	保健体育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の被害状況の収集整理に関すること。 2 学校給食の措置及び指導に関すること。 3 児童生徒等の保健管理に関すること。 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に関すること。
		社会教育班	社会教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関すること。 2 社会教育関係団体に関すること。
		文化財保護班	文化財保護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の管理に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

警察本部	部長 警察本部長	警備班長	警備第一課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 被災地における応急措置に関する事。 3 被害及び治安状況の把握に関する事。 4 警察部隊の応援派遣に関する事。 5 航空機の運用に関する事。
	副部長 警備部長			
	副部長 生活安全部長	生活安全班	生活安全企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の犯罪予防に関する事。 2 行方不明者の相談に関する事。 3 危険物の応急対策に関する事。
	副部長 地域部長	地域班	地域課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の警戒警らに関する事。 2 警ら用無線自動車の運用に関する事。
	副部長 刑事部長	刑事班	捜査第一課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の検視、死体調査、身元確認に関する事。
	副部長 交通部長	交通班	交通規制課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地及びその周辺における交通規制に関する事。 2 緊急交通路の確保に関する事。 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。
議会部	部長 事務局長	総務・図書館班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。
		議事班	議事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関する事。
	副部長 事務局次長	委員会班	委員会課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員への情報提供に関する事。

第9節 航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機及び無人航空機の利用について協議する。

第1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

第2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

この際、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第3 航空運用調整班の班員

- 1 航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。
- 2 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 京都市消防局航空隊員
 - (2) 関係機関航空隊員等
 - (3) その他災害対策本部長が必要と認める者

第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画

第1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。

また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識を醸成する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

第2 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置

- 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。
- 2 調整地域本部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

第3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成

- 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とし、本部長を補佐するため統括DHEATを配置する。
- 2 保健医療福祉調整地域本部長は、各保健所長とする。

第4 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の機能

- 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。
- 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整地域本部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。
- 3 調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。
- 4 調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

第5 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割

- 1 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括
 - (1) 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理
 - (2) 関係機関との調整等
- 2 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有
- 3 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- 4 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第11節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第12節 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

第13節 現地災害対策本部運用計画

第1 現地災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。
- 3 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

第3 現地災害対策本部の職員

- 1 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- 2 現地災害対策本部長は、下表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

現地災害対策本部長	現地災害対策本部員	その他の職員
副知事	総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者	危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者

注 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

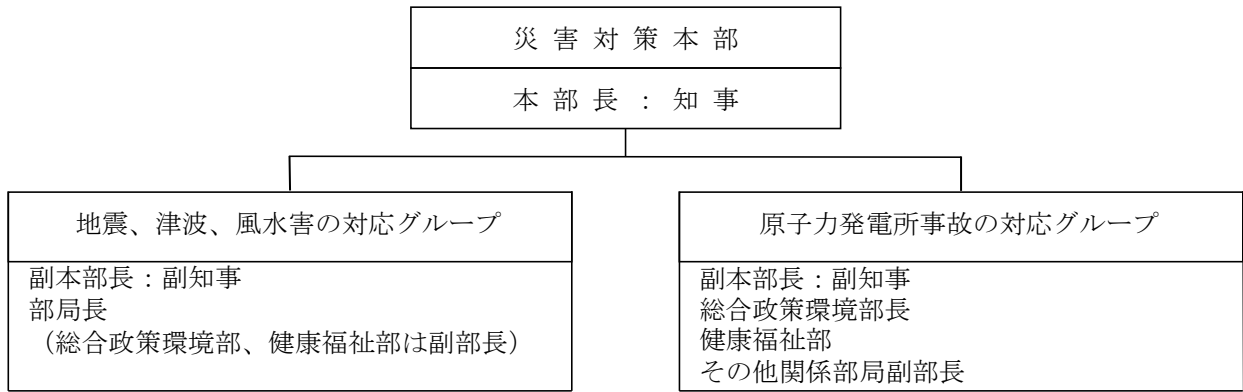
第4 現地災害対策本部の運営

- 1 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助、消火、医療、避難者対策緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- 2 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- 3 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

第14節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、総合政策環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第15節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

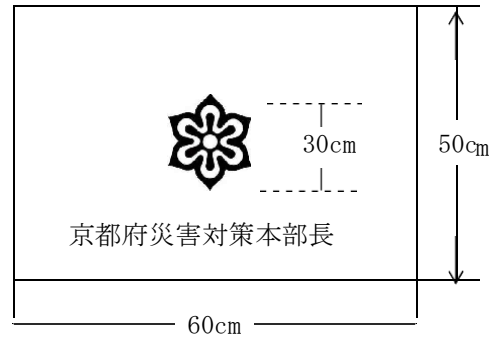
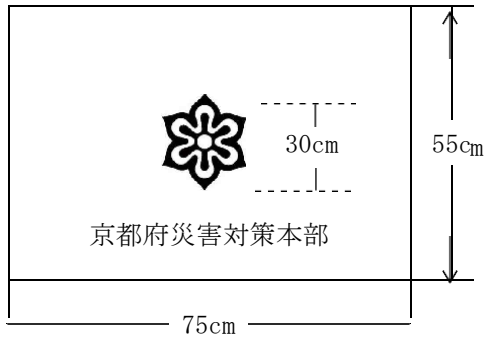
第16節 災害対策本部等の標識

第1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

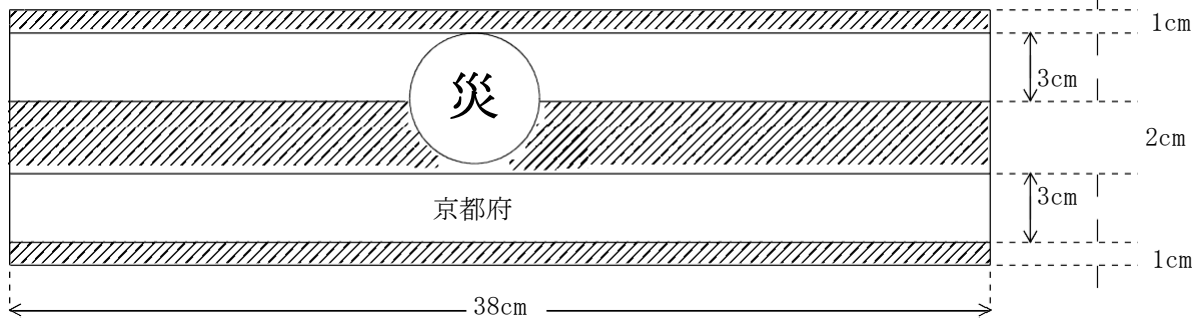
第2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

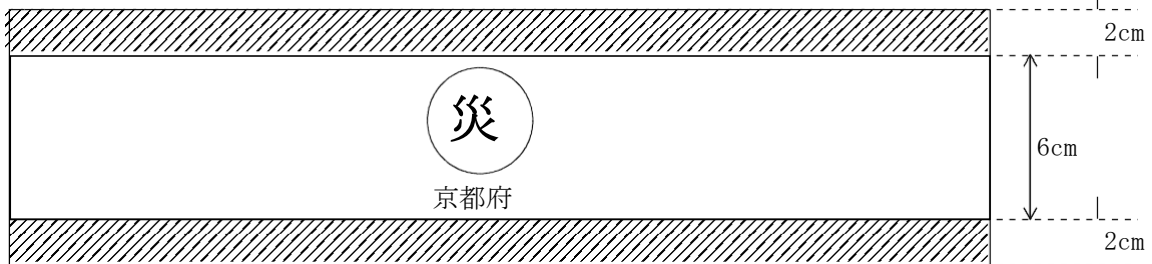
- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副本部長及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



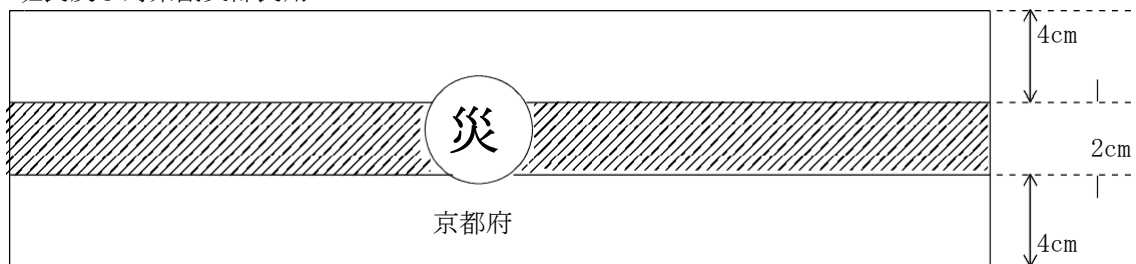
1 本部長用



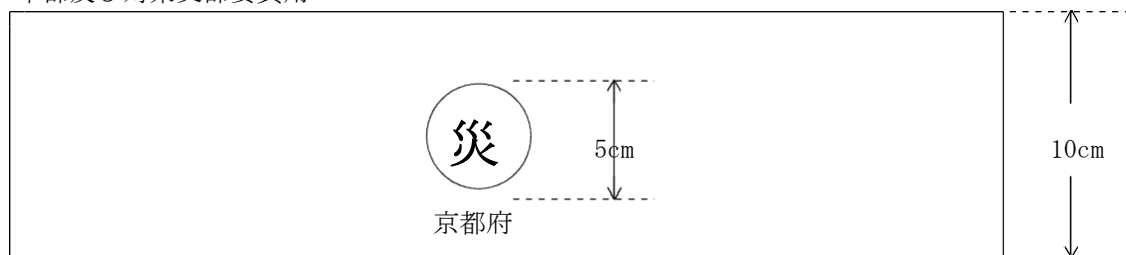
2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第17節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

- 1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準
- 2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

- (1) 本部
 - (2) 支部
- 3 各部、班の任務分担
 - 4 本部の標識及び職員の証票